

日本の捕虜取扱いの背景と方針

立川 京一

はじめに

太平洋戦争時の日本軍による捕虜の取扱いに関しては失敗であったという評価が一般的である。日本軍はどのような方針でこの捕虜取扱いという問題に臨んだのであろうか。また、そうした捕虜取扱い方針が決定され、実施に移される背景は、いかなるものであったのか。本稿ではそうした問題に対して、法制度、機構と陣容、教育・訓練といった方面からのアプローチを試みる。

1 捕虜取扱いの方針

(1) 俘虜待遇条約（ジュネーブ条約）の「準用」

太平洋戦争時、捕虜の取扱いに関する国際条約には、1907年10月18日にオランダのハーグで調印された「陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約」（陸戦条約）と1929年7月27日にスイスのジュネーブで調印された「俘虜ノ待遇ニ關スル條約」（俘虜待遇条約）があった¹。前者においては、その「條約附属書『陸戦ノ法規慣例ニ關スル規則』」の「第一款 交戦者」「第一章 交戦者ノ資格」の第3条と「第二章 俘虜」（第4～20条）の計18カ条が捕虜に関する規定である。後者はその名の示すとおり、捕虜の取扱いそのものを定めた条約で、97カ条からなる（ただし、第82～97条は条約の執行に関する規定）。両条約の関係は、後者が前者に取って代わるものではなく、詳細な内容をもつ後者は前者を補完するものと位置づけられている²。

日本は両条約に署名しているが、批准は陸戦条約のみである。俘虜待遇条約の批准は軍部の反対によって見送られた³。海軍が示した批准反対の理由を示す史料が残っている。それによると、反対理由は次の4つである。

¹ 陸戦条約と同じく1907年10月18日にオランダのハーグで調印された「海戦ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約」や俘虜待遇条約と同じく1929年7月27日にスイスのジュネーブで調印された「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ關スル條約」（赤十字条約）にも捕虜に言及した条文が見られるが、捕虜の取扱いを規定するものではない。

² 信夫淳平「大東亞戦争と俘虜取扱問題」『外交時報』第899号（1942年5月15日）2頁。

³ 太平洋戦争開戦時においても未批准国は少なくなく、調印国47カ国中、批准を済ませていた国は30カ国もなかった（同上、10頁）。

- 一、帝國軍人ノ觀念ヨリスレバ俘虜タルコトハ豫期セザルニ反シ外國軍人ノ觀念ニ於テハ必シモ然ラズ從テ本條約ハ形式ハ相互的ナルモ實質上ハ我方ノミ義務ヲ負フ片務的ノモノナリ
- 二、俘虜ニ關スル優遇ノ保證ヲ與フルコトトナルヲ以テ例ヘバ敵軍將士ガ其ノ目的達成後俘虜タルコトヲ期シテ空襲ヲ企圖スル場合ニハ航空機ノ行動半徑倍大シ帝國トシテ被空襲ノ危険益大トナル等我海軍ノ作戰上不利ヲ招クニ至ル虞アリ
- 三、第八十六條ノ規定ニ依リ第三國代表ガ立會人ナク俘虜ト會談シ得ル點ハ軍事上支障アリ
- 四、本條約ノ俘虜ニ對スル處罰ノ規定ハ帝國軍人以上ニ俘虜ヲ優遇シアルヲ以テ海軍懲罰令、海軍刑法、海軍軍法會議法、海軍監獄令等諸法規ノ改正ヲ要スルコトトナルモ右ハ軍紀維持ヲ目的トスル各法規ノ主旨ニ徴シ不可ナリ⁴

すなわち、①日本と欧米では捕虜に対する觀念が異なり、日本軍においては捕虜にならないよう教育しているため、日本人捕虜は発生せず、日本だけが欧米人捕虜を待遇するという負担を負わなければならないこと、②敵国の航空機は発進基地への帰還を考えずに日本を空襲できるようになるため、攻撃距離が2倍になること、③捕虜が立会人なしに外部の者と面談すれば、何でも話せ、また、何を話したのかもわからず、軍事情報が漏れる恐れもあること、④俘虜待遇条約の懲罰規定よりも日本軍の懲罰規定のほうが厳格であるため、前者に合わせるには、後者の罰則を軽減しなければならず、そうすると軍紀が緩む恐れがあることの4点が批准反対の理由であった。

太平洋戦争が開戦し、双方に捕虜が発生し始めると、米国、英国など交戦相手国から、日本には俘虜待遇条約を適用する意思があるのかどうかについて照会があった⁵。それに対して、日本は俘虜待遇条約の「準用」(apply mutatis mutandis)を回答した(1942年1月29日)。東條英機首相兼陸相(当時)が、戦後、極東国際軍事裁判(東京裁判)に提出した宣誓供述書によれば、

「準用」という言葉の意味は帝国政府においては自国の国内法規および現実の事態に即応するように壽府条約に定むるところに必要な修正を加えて適用するという趣旨⁶

⁴ 海軍次官発外務次官宛『俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十七年七月二十七日ノ條約』御批准方奏請ニ關スル件回答 官房機密第1984号ノ3(1934年11月15日)(茶園義男編・解説『大東亞戦下外地俘虜収容所』[BC級戦犯関係資料集成⑦][不二出版、1987年]204-206頁)。

⁵ 米国からは赤十字条約についても照会があった。それに対しては、「締約國トシテ同條約ヲ嚴重ニ遵守シ居レリ」と回答している(東郷茂徳外務大臣発「カミーユ、ゴルジュ」スイス特命全權公使宛條3普通第22号[1942年1月29日][茶園義男編・解説『大東亞戦争俘虜關係外交文書集成』第1卷(不二出版、1993年)137頁])。その遵守の姿勢は衛生要員の待遇に関する通牒「俘虜ノ取扱ニ關スル件」(1942年1月22日)に表れている(俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」167頁)。

⁶ 東條由布子編『大東亞戦争の真実—東條英機宣誓供述書—』(WAC、2005年)185頁。引用文中の「壽府条

であった。この点に関しては、外務省も同様の認識であった⁷。しかし、交戦相手国はこの「準用」を、事実上の適用と解した。戦争中の日本に対する抗議や非難声明、あるいは戦後の戦争犯罪裁判などは、そうした解釈に基づいてなされるのである。

ところで、日本陸軍がすでに存在する条約をそのまま適用しないという方針を掲げた例は、支那事変（日中戦争）において見られる。その条約は陸戦条約であり、同事変においては、「準抛スルモノ」とされた。支那事変は「全面戦争」、すなわち、宣戦布告をともなった国際法に言う戦争ではなく、また、日本が「全面戦争」の決心をしていると受け取られないようにするために、陸戦条約の「規定ヲ努メテ尊重スヘク」も、「具体的事項ヲ悉ク適用シテ行動スルコトハ適當ナラス」との方針が示されたのである。そして、具体的な例の一つとして、「俘虜等ノ名稱ノ使用」を「努メテ避ケ」るように指示している⁸。

また、東京裁判に提出された武藤章（支那事変発生当時、参謀本部第1部第3課長）の尋問調書（1946年4月16日付）によれば、1938年に「中国人ノ捕ヘラレタル者ハ俘虜トシテ取扱ハレナイトイフ事ガ決定」されている⁹。つまり、陸軍は、戦争ではない支那事変では捕虜そのものを捕らなという方針を採用、したがって、正式の捕虜収容所も設けなかった¹⁰。ただし、海軍の対応は陸軍と異なり、1904年2月17日に日露戦争開戦に際して制定された海軍の「俘虜取扱規則¹¹」を準用して、捕虜は国際法に照らして「公明正大」に取扱うこととしている¹²。もっとも、原則として、捕虜の管理は陸軍の担当であり、海軍は同規則に従って捕獲した捕虜をすべて陸軍に引き渡すことになっていた。海軍には捕虜を捕獲してから陸軍に引き渡すまで暫定的に捕虜を拘留しておく間のみ、管理責任があった。

しかし、宣戦布告を伴った太平洋戦争は、国際法上の正規の戦争である。陸軍中央は、

約」とは俘虜待遇条約のこと。また、東條は「準用」の理由として、日本人と欧米人の捕虜に対する観念の違い、衣食住その他の風俗慣習の著しい違い、広大な地域に民族の異なる多数の捕虜を得たこと、物資不足を挙げているが（同上、184頁）、これらは、戦争中、俘虜待遇条約を適切に「準用」できなかったことの理由とも言えるのではなかろうか。

⁷ 一又正雄「戦犯裁判研究余論（一）——一九二九年捕虜条約準用問題——」『国際法外交雑誌』第66巻第1号、1967年6月、14、21頁。そもそも「準用」という言葉を先に用いたのは外務省である。俘虜待遇条約の問題は在外民間人抑留者の保護の問題と関連していた（同上、7-21頁）。

⁸ 陸軍次官発支那駐屯軍参謀長宛「交戦法規ノ適用ニ關スル件」陸支密第198号（1937年8月5日）（「昭和13年支受大日記〔密〕」〔防衛研究所図書館蔵〕）。

⁹ 「極東国際軍事裁判速記録」第44号『極東国際軍事裁判速記録』第1巻（雄松堂書店、1968年）555頁。

¹⁰ しかし、実際には中国人捕虜はいたし、正式の捕虜収容所ではないにせよ、中国人捕虜を収容する施設も存在した。また、現地軍はその取扱い規則を定めている。例えば、北支那方面軍は1937年9月10日付けで「俘虜取扱ニ關スル規程」を定め、1941年11月20日にはそれを改正している（「北支那方面軍俘虜取扱ニ關スル規程」〔1941年11月20日〕「昭和16年陸支密大日記」第62号の3〔防衛研究所図書館蔵〕）。

¹¹ 「俘虜取扱規則」（1904年2月17日、1914年改正）俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」61-64頁。

¹² 北博昭『日中開戦—軍法務局文書からみた挙国一致体制への道—』（中央公論社、1994年）64-66頁。内海愛子『日本軍の捕虜政策』（青木書店、2005年）127-128頁。

少なくとも開戦当初は、捕虜を国際法に則して取扱おうとしていたし、そのことを示す文書も存在する。それは、陸軍省軍務局長となっていた武藤が、開戦4日後の1941年12月12日付けで青木重誠南方軍総参謀副長に宛てて発した「軍事電第439号」である。そこには、「本次戦争ニ伴フ俘虜ハ国際法ニ準拠シ至当ナル待遇ヲ致シ……¹³」と記されている。また、同月20日には善通寺（香川県）、上海、香港各捕虜収容所の臨時編成要領を発し、23日には「俘虜収容所令」を発して捕虜収容所の系統や職員の構成とその任務を定め、27日には「俘虜情報局官制」を公布して、その任務や人員構成などを示している。開戦時の俘虜情報局の設置は、陸戦条約第14条、俘虜待遇条約第77条の規定どおりである。

このように、開戦後、矢継ぎ早に国際条約に則した捕虜対処策が打ち出されている。こうした様子を見ると、太平洋戦争において陸軍中央の捕虜への対応が厳しくなるのは、早くても開戦後、一定期間が経過してからのことではなかったかと想像し得る。

(2) 国内法の制定・改正¹⁴

太平洋戦争開戦後から終戦までの間に、捕虜とその管理に関する基本法令は陸海軍合わせて17件が新規制定、もしくは改正によって定められている¹⁵。また、捕虜とその管理に関する通牒は85件が発せられている。

ここでは基本法令のうち主要なものに関して、国際条約との齟齬や捕虜の取扱いの失敗要因、とくに捕虜の虐待を生起させた条件、もしくはそれを防止し得なかった要素と目される点に言及しつつ、その内容について述べ、通牒に関しては、関連する場合に言及するにとどめる。

ア 俘虜収容所令（1941年12月23日）

前項の最後で述べたように、最初に「俘虜収容所令」が公布されている。同令は、陸軍大臣が必要に応じて、その定めによって、その統括する捕虜収容所（正式の捕虜収容所）を設置することを定めている。捕虜収容所の管理者は軍司令官または衛戍司令官である。所長以下、所員、下士官、判任官の文官が職員として捕虜収容所の業務や事務にあたることとされている。また、軍司令官や衛戍司令官は必要に応じて事務補助者を派

¹³ 『マレー』作戦ニ於ケル俘虜収容等ニ関スル件（1942年2月16日）に付されている参考（「昭和17年陸軍密大日記」第4号の2〔防衛研究所図書館蔵〕）。

¹⁴ 本項で取り上げる基本法令、通牒などはすべて、俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」に所収されている。

¹⁵ 主要基本法令のほとんどは、日露戦争時に制定されており、第一次世界大戦時に一度改正されたものを、太平洋戦争開戦後、さらに改正したものである。

遣できる。問題は、捕虜収容所を管理する軍司令官や衛戍司令官が軍令系統に属し、捕虜収容所長もその隷下にあるため、後述する軍政系統の俘虜管理部長の意向を収容所に反映させることが容易でなくなっている点である。

イ 俘虜情報局官制（1941年12月27日）

「俘虜情報局官制」は陸軍大臣の管理下に俘虜情報局を設置するとしたもので、前項で述べたように、陸戦条約に則している。その任務は捕虜の留置、移動、入院、死亡などの状況調査とその通信、銘々票の作成・補修、捕虜に対する寄贈や捕虜の発送に関わる金品の取扱い、遺品・遺言の取扱いなどである。俘虜情報局は東京に置かれ、陸軍大臣の指揮監督を受ける長官（陸軍将官）1人、事務官（陸海軍の佐尉官または高等文官）4人以上、書記（判任官）若干名が構成する。

ウ 俘虜給與規則（1942年2月20日）

「俘虜給與規則」は捕虜となった将校に対し、その階級に応じて日本陸軍と同一金額の給与を支払うこと、糧食は自弁であるが、捕虜収容所長が必要に応じて量を決め、実費を徴収して支給すること、一方、準士官以下には給与は支給しないが、糧食は日本陸軍の規則に従ってその範囲内で労働状況などを捕虜収容所長が考慮して与えることを定めている。したがって、日本陸軍の基準に変化が生じれば、それに付随して捕虜の糧食も変化する¹⁶。この糧食の献立や量に関しては、食文化の違いを考慮するようには定めていないが、それは国際条約も同じである¹⁷。また、被服に関しては、捕虜が着用しているものとし、それが着用に耐えられなくなった場合、あるいは季節に合わない場合、将校には払下げ、準士官以下には貸与が可能であることを定めている。さらに、準士官以下の労賃も定めている。陸軍その他の官庁の労務に就く場合の1日の労賃は、準士官＝25銭、下士官＝15銭、兵＝10銭で、労働内容によって増給がある。

¹⁶ 1日分の主食の量は、「俘虜ノ主食給與量ノ件」（1942年10月29日）では、将校＝米麦420グラム、下士官・兵＝570グラム（労務、健康の状況により日量220グラム以内で増加可能）であったが、「俘虜ノ米麥給與定量ニ關スル件」（1944年6月19日）では、将校＝米麦390グラム、准士官・下士官・兵＝570グラムとなった。この変化には、「食糧等ノ節用ニ關スル件」（1944年5月6日）で日本陸軍部隊の米麦基本定量が減ったことが影響している（俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」193、208-209頁）。食糧の支給量は労務の軽重によって増量がある。

¹⁷ 例えば、捕虜待遇条約は「俘虜ノ食糧ハ其ノ量及質ニ於テ補充部隊ノモノト同一タルベシ」（第11条）と謳っている。

エ 俘虜取扱ニ関スル規定（1942年3月31日）

「俘虜取扱ニ関スル規定」は陸軍省に「俘虜管理部」を設置することを定めている。俘虜管理部はそれまでの戦争では設置されていない。太平洋戦争において初めて設置されたのは、捕虜が膨大な数に上ったため、捕虜管理業務が複雑多岐にわたり、それを適切かつ迅速に処理するには捕虜の取扱いに専念する機関を設置することが必要であると認識されたためである。俘虜管理部員は基本的に俘虜情報局員に兼務させ、双方の業務の円滑化を図ろうとする意図もあった¹⁸。俘虜管理部の任務は捕虜と戦地における民間人抑留者の取扱いに関する事務であるが、具体的には、両者の収容、取締り、交換、解放、利用（労役、宣伝等）、懲罰、待遇など取扱いの一般的諸計画、捕虜と民間人抑留者の労役と通信、捕虜の懲罰に関することである。機構上の問題として、俘虜管理部が陸軍省軍務局のもとに置かれたために、「部長ハ陸軍大臣ノ命ヲ受ケ」（第4条）のだけでなく、軍務局長の監督をも受けることになってしまったことと、他の部局と横並び、もしくは格下になってしまったため¹⁹、強力な権限を持ち得なかったことを指摘し得る。

オ 俘虜取扱規則（1942年4月21日公布、1943年4月21日改正・8月1日施行）

日露戦争時に制定（1904年2月14日）された「俘虜取扱規則」は、その後、数度の改正加除を経ているが、太平洋戦争時に改正された新規則から陸戦条約の精神を読み取ることが、依然として可能である。例えば、第2条は「俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱ヒ決シテ侮辱虐待ヲ加フベカラズ」と謳い、第4条は「猥ニ其ノ身體ヲ拘束スベカラズ」としている。また、第5条は信教の自由を保証している。一方、捕虜に不従順の行爲が見られたときに必要な処分を科することは国際条約（陸戦条約第8条）も認めるところであるが、逃亡に関してはより厳格で、場合によっては兵力を用いて殺傷することも可能としている（第6条）²⁰。日本軍が捕虜の逃亡に神経質になっていたことは、第20条で、捕虜収容所には「俘虜ノ名誉健康ヲ害」さないと同時に、「逃走ヲ防止スルニ足ルベキ陸軍建築物又ハ寺院其ノ他ノ家屋」を使用するよう定めているところからもうかがえる。なお、第8条には、罪を犯した捕虜は陸軍軍法会議において審判することが明記されている。

¹⁸ 俘虜情報局「俘虜取扱の記録」（1955年12月）（防衛研究所図書館蔵）96頁。

¹⁹ 例えば、捕虜の糧食に関する事務は陸軍省経理局の担任、医療に関しては医務局の担任であった。

²⁰ この「非常措置」は、とりわけ戦争末期、逃亡に限らず、例えば、敵の攻撃を受けた際の「自衛上眞ニ已ムヲ得」ざる場合（「情勢激變ノ際ニ於ケル俘虜及軍抑留者ノ取扱ニ關スル件」〔1944年9月11日〕）や、「俘虜ノ謀略、暴動、反抗等ヲ鎮壓スル爲」（情勢ノ推移ニ應スル俘虜ノ處理ニ關スル件）〔1945年3月17日〕などにも行使を許容されるようになる（俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」185-188頁）。

カ 俘虜派遣規則（1942年10月21日）

「俘虜派遣規則」は捕虜を收容所の外で陸軍以外の労務に就かせることと、そのために捕虜を收容所外で居住させることを可能にしている。また、そのための手続きを定めている。そこには陸軍の負担軽減の思惑がある。例えば、「派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ居住、取締ニ要スル設備ヲ整備維持スル」（第6条）こと、「派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ取締ノ爲所要ノ警戒員ヲ差出」（第7条）すこと、「派遣俘虜ノ糧食、寝具、煖室用薪炭、日用品、旅費（……）其ノ他ノ給與ハ其ノ全部又ハ一部ヲ派遣俘虜使用者擔當」（第9条）すること、「派遣俘虜ノ医療ニ關シテハ派遣俘虜使用者之ヲ擔當」（第11条）すること、さらには、「派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ニ對シ派遣俘虜ノ勞務奨励又ハ艱苦軽減ノ用ニ供スル爲金錢物品ノ寄贈ヲ申し出ヅルコトヲ得」（第11条ノ2）ることまで定めている。当然、捕虜使用者は所定の労賃²¹を支払うわけであるが、その納付先は捕虜收容所長となっている（第10条）。

キ 俘虜派遣取扱規則（1942年10月21日）

「俘虜派遣取扱規則」は捕虜收容所外への捕虜の労務派遣に際して主として捕虜收容所長がなすべきことを規定している。その本旨は、捕虜の逃走、「不慮ノ災害」などの防止である。そのため、逃走したり、「不慮ノ災害」を起こしたりしないことを派遣前に捕虜に宣誓させることや、捕虜の監視と取締りのために捕虜收容所の職員を付き添わせることなどを定めている。本規則も日本軍が捕虜の逃亡に神経質になっていたことの一例であろう。

ク 俘虜處罰法（1943年3月9日）

「俘虜處罰法」は日露戦争中の1905年2月28日に制定された「俘虜處罰ニ關スル件」を改正して、公布、施行された。改正の結果、罰則は強化され、改正前にはなかった無期刑や懲役刑を科することができるようになった。また、捕虜がその監督・看守・護送する者を殺害した場合の規定（第3条）が新たに設けられ、この場合、その捕虜を死刑に処することが定められているほか、監督・看守・護送する者に対して傷害、暴行、脅

²¹ 「俘虜勞務賃金ニ關スル件」（1942年7月28日）が定めるところによれば、民間の労務に就く場合の基本賃金は1日＝1円（台湾は60銭）であるが、陸軍その他の官庁での労務の場合との差額は日本の国庫に納金される。また、有技能者については基本賃金に加えて35銭以内で加増支給がある（俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」206-207頁）。なお、所持金は将校＝50円、准士官・下士官＝20円、兵＝10円が適当な金額とされている（「俘虜ノ所持金高ニ關スル件」〔1943年7月30日〕〔同上、203頁〕）。

迫をなした捕虜やその命令に服従しなかったり、反抗したりした捕虜も死刑に処することが可能になった（第2条・第4条・第5条）²²。

改正の理由は、日露戦争以降、普通刑法が改正されて刑罰体系が改まっていたため、それに刑名を一致させ、また、刑期の均衡を図る必要があったことと、太平洋戦争開戦後、増加する捕虜の管理上、万が一の集団による反抗を抑制するためであった²³。確かに、逃亡／逃走に関する懲罰を比較してみると、集団で逃亡した場合、「首魁」は死刑または無期もしくは10年以上の懲役もしくは禁錮で、その他の者は無期または1年以上の懲役もしくは禁錮である（第7条）。これに対して、逃走しない旨を宣誓しながらそれに背いて単独で逃走した場合は、1年以上の有期の懲役もしくは禁錮である（第10条）。また、不従順の行為を目的に徒党を組んだというだけでも処罰が可能になっている（第11条）。いずれにしても、死刑や無期刑、1年以上の有期刑などを含むこれらの罰則規定は、懲罰の期間を最長30日と限定する捕虜待遇条約第54条の規定を大きく逸脱している²⁴。

ケ 俘虜取扱細則（1943年4月21日制定・8月1日施行）

「俘虜取扱細則」は先述の「俘虜取扱規則」よりも詳細な内容を有し、後者を補完する。また、「俘虜取扱規則」同様、日露戦争時（1904年5月15日）の旧細則を改正加除したものである。新細則には、俘虜情報局への通報に関する規定（第14～19条）と捕虜が発送する郵便物・郵便為替・電信に関する規定（第25～32条）が数多く見られる。反対に、旧細則の給与に関する条項は新細則には見られない。

改正によって、内容は捕虜にとって厳しくなった。第一に、旧細則には将校に自由散歩や民家居住を許可することを可能にする条項があったが、新細則にはそのような条項はない。新細則では、外出に関しては、将校も准士官以下も同様の扱いで、「俘虜ハ所要ニ應ジ監視者ヲ附シ外出セシムルコトヲ得」となっている上に、「特ニ逃走防止竝ニ地方人トノ關係ニ付キ必要ナル措置ヲ爲スベシ」（第10条）となっている。第二に、捕虜には逃走しない旨の宣誓を行わせることになっており、宣誓を拒否する者は逃走の意志を有するとして厳重に取締るよう定めている（第5条）。なお、面会に関して、訪問者が外国人である場合は陸軍大臣の許可を得ること（第11条）や、面会の際の場所、時間などを制限し、「監視者ヲ之ニ立會ハシムベシ」（第13条）としていることは新細則も旧細則も変わらない。こうした逃走しない旨の宣誓の強要や面会に監視者を立会わせるこ

²² 旧法では重禁錮が最高刑であった（俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」48頁）。

²³ 北博昭編・解説『東京裁判 大山文雄関係資料』（十五年戦争極秘資料集⑤）（不二出版、1987年）178頁。

²⁴ 陸戦条約にはこの種の規定はない。

とは国際条約に反している。また、第 11 条と第 13 条の規定によって、交戦国の利益保護国や赤十字国際委員会の代表者による捕虜収容所訪問は著しく制限された。

また、新細則は太平洋戦争時の捕虜の多民族性に留意し、「国籍」という字句が数ヵ所に見られることや、戦線が拡大して総力戦となったことを反映して、捕虜収容所の警備に「雇傭人」を用いることを原則としていたり（第 6 条）、「敵國衛生人員」に衛生業務を補助させることを認めていたり（第 23 条）していることなどは特徴的と言えよう。

コ 俘虜勞務規則（1943 年 5 月 20 日公布・施行、8 月 1 日改正・施行）

「俘虜勞務規則」も日露戦争時の「俘虜勞役規則」（1904 年 9 月 10 日）を改正加除したものである。両者の違いは、第一に新規則が捕虜の將校の勞務を、「其ノ發意ニ基」く場合、可能にしている点である（第 1 条）。捕虜將校の勞務者としての使役は陸戦条約第 6 条が禁止している。ただし、捕虜待遇条約第 27 条は將校にも「自己ニ適スル勞働ヲ欲スルトキハ出來得ル限り之ヲ與フベシ」としているので、必ずしも国際条約違反とは言いが切れないが、問題は將校を使役したいあまりに、「發意」の強要が随所で行われたことである。もっとも、両条約とも將校に限らず一切の捕虜を作戰行動に關係する勞働に使用することは禁止している。しかし、この点に關しては、旧規則には国際条約に則って、作戰行動に關係する勞働への捕虜の使用を禁止する条項があったのに対して、新規則にはそうした条項がない。反対に、太平洋戦争では、日本陸軍は捕虜を作戰行動に關係する勞働に使用する方針を掲げていた。それは次項で取上げる「俘虜處理要領」（1942 年 5 月 5 日）²⁵に明記されている。同要領は「方針」として、「白人俘虜ハ之ヲ我生産擴充竝ニ軍事上ノ勞務ニ利用スル」とはっきり謳っている。

新規則と旧規則の差異の第二は、太平洋戦争ではすでに日本の領土（含、朝鮮、台湾）以外でも捕虜が使役されていたので、それに合わせている点である。捕虜収容所の外で捕虜を勞務に就かせたい場合、日本の領土内では陸軍大臣の認可を得なければならないが、それ以外の地域（日本軍占領・作戰地域）では陸軍大臣の認可を得なくてよく、陸軍大臣に対しては報告するだけでよいことになっている（第 3 条）。その代わり、日本軍占領・作戰地域では、その認可を現地の軍司令官もしくは衛戍司令官から得ることになっている（第 8 条）。その理由は遠方から逐一、陸軍大臣に認可を申請していたのでは緊急の必要性に対応できないということであった。しかし、先に「俘虜収容所令」の説明に際して述べたように、軍司令官や衛戍司令官は軍令系統に属し、捕虜収容所長もその隷下にある。一方、陸軍大臣や俘虜管理部は軍政系統である。そのため、日本の領土外

²⁵ 俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」168 頁。

での捕虜の労務に関する陸軍大臣や俘虜管理部の権限は制約されることになった。

なお、「俘虜労務規則」の捕虜使用者に関する規定は、先述の「俘虜派遣規則」の派遣捕虜使用者に関する規定と内容的にはほぼ同一であるが、後者の第7条では、捕虜使用者は捕虜収容所から派遣される「職員」の指揮を受けるとされているが、前者の第12条では、「収容所長」の指揮を受けるとされている。これは「俘虜労務規則」が施行される時点で、捕虜収容所に配置できる軍人が手薄になってきたことの表れである。

サ その他

以上のような主要基本法令のほか、捕虜の取扱いに関しては、すでに述べたように、日本海軍が捕獲から陸軍に引き渡すまでの間の捕虜に対して、独自の「俘虜取扱規則」や「俘虜給養規程」（1904年2月29日制定、1943年9月1日改正）を適用した。また、逓信省が日露戦争時に制定した「俘虜郵便規則」（1904年3月3日）、「俘虜郵便取扱規程」（3月4日）、太平洋戦争時に従来規則・規程を廃して新たに制定した「俘虜郵便爲替規則」（1942年2月10日）、「俘虜郵便爲替取扱規程」（2月12日）などもあった。

（3）国際法軽視と国内法優先の傾向

本節の最後に、太平洋戦争時の国際法軽視の風潮と国内法優先の傾向について述べる。

先に述べたように、陸軍中央は太平洋戦争開戦当初、国際条約に則して捕虜を取扱おうとしていた。捕虜の取扱いに関する一連の国内法令を見ても、例外的に、捕虜の逃亡に対しては日本陸軍の伝統に従って、国際法を逸脱する厳しい対応を求めているものの、1942年までの法令の内容は基本的に国際条約に則している。もっとも、陸軍中央の捕虜の取扱いに関する考え方が変わったのは1942年春のことで、その決定的な契機は4月18日のドーリットル空襲であった²⁶。その影響が捕虜取扱いの基本方針となる「俘虜處理要領」の決定（5月5日）とその内容に如実に現れたと言っても過言ではなからう。俘虜管理部の新規設置に見られるように、当時、予想を超えて増加する捕虜²⁷への対処方針の確立を緊急に迫られていた陸軍中央は、ドーリットル空襲による衝撃に突き動かされるようにして、同要領を決定したのである²⁸。先にも同要領の一部を引用したが、

²⁶ 永井均も同様の考えを述べている（永井均「アジア太平洋戦争期の捕虜政策—陸軍中央と国際条約—」『季刊戦争責任研究』1995年秋季号、36頁）。

²⁷ 日本軍は1942年3月末の時点で約20万人の捕虜を抱えていた。5月7日のコレヒドール島陥落で、その数は30万人近くに増加する（足立純夫「連合軍捕虜取扱制度小史」『浦和論叢』第3号、1989年9月、154頁）。

²⁸ 東條首相兼陸相は4月22日の陸軍省局長会報で俘虜情報局長兼俘虜管理部長の上村幹男に対して、捕虜の使用方の決定を催促し、5月2日の局長会報でも「今日中に決めよ」と督促したという（永井「アジア太平洋戦

その重要性に鑑み、ここに改めて全文を記す。

俘虜處理要領

方針

- 一、白人俘虜ハ之ヲ我生産擴充竝ニ軍事上ノ勞務ニ利用スル如ク逐次朝鮮、臺灣、滿洲、支那等ニ收容シ當分ノ間其ノ目途立タザルモノハ現地ニ於テ速ニ俘虜收容所ヲ開設シ之ニ收容ス
- 二、白人以外ノ俘虜ニシテ抑留ノ要ナキ者ハ速ニ宣誓解放シタル後成ルヘク現地ニ於テ之ヲ活用ス

要領

- 三、先ツ本年八月末迄ニ朝鮮臺灣等ニ昭南島ニ在ル白人俘虜ノ一部ヲ收容ス之カ人員ハ別ニ定ム
臺灣ニ收容スル俘虜ニハ現地ニ於テ必要トスル以外ノ優秀技術者及上級將校（大佐以上）ヲ含マシム
- 四、殘餘ハ速ニ現地ニ收容所ヲ編成開設シ之ニ收容ス
- 五、俘虜收容所編成ニ方リ之カ警戒取締ノ爲朝鮮人及臺灣人ヲ以テ編成スル特種部隊ノ充當ヲ豫定ス又俘虜收容所ハ各軍毎ニ一括編成シ之ヲ各軍ニ於テ適宜分割シ得ル如ク考慮ス

このように捕虜の中でも技術を有すると思われる白人捕虜²⁹を労働力として日本の産業の生産拡充にあてることで、日本人男子成年層の出征によって失われた労働力の補填を企図しただけでなく、作戦に関係する軍事上の労務³⁰にも用いようとした。同時に、白人捕虜を朝鮮や台湾などの日本の支配地域に送り、捕虜の姿を現地住民の目にさらすことによって、住民に日本民族の優越性を印象づけるための宣伝に利用しようとしたのである³¹。こうしたことは明らかに国際条約に抵触する。他方、白人以外の捕虜³²は国際条約で認められているように宣誓解放することとしているが、これは国際法違反を逃れるための便法で、解放して捕虜でなくなった元捕虜を、少なくとも法的には何ら負い目

争期の捕虜政策」32頁）。

²⁹ 後知恵ではあるが、この方針で白人捕虜を將校とそれ以外に分けることなく、一緒くたにしてしまったことが、のちに禍根を招くもととなった。

³⁰ 実際に捕虜が従事することになる軍事上の労務には、軍用飛行場の建設や砲弾薬莖の研磨など明らかに軍事的なものがある一方、道路・鉄道の建設、造船、港湾での荷役、採炭、採鉱、製鉄など軍需か民需かの区別をつけ難いものもあった（俘虜情報局「俘虜月報」第4号〔1942年6月5日〕〔「昭和17年陸軍密大日記」第23号の2（防衛研究所図書館蔵）〕ほか）。

³¹ 永井「アジア太平洋戦争期の捕虜政策」32頁。

³² 1942年の段階で約153,000人（足立「連合国捕虜取扱制度小史」163頁）。

を感じることなく、労務や作戦に動員できるようにしたのである。

このように国際条約を軽んじる素地は、すでに存在していたと言えよう。第一に、緒戦における大勝とそれによる驕りがある。そこから、既存の国際法は英米的な観念をもとに築かれたのであって、その英米を打ち負かした日本はそうしたものに従う必要はなく、独自の価値観を押し立て、国際法の内容も日本の精神に基づいたものにするべきであるという論理が生まれた³³。こうした考えは、西洋渡来の価値を否定し、日本精神に基づくものによって西洋的な「近代」を克服しようという「近代の超克³⁴」の主張に代表される当時の論壇における思想状況と合致していた。清沢洌によれば、俘虜情報局員で俘虜管理部員を兼務していた小田島董が捕虜の処遇についての講演で、「日露戦争の頃は西洋崇拝的であったから、現在は日本主義的にした³⁵」と述べたということであるが、捕虜を管理する立場にある者までもがこうした認識を有していたのである。

第二に、中国戦線における国際条約の適用回避の影響である。先に述べたように、支那事変では捕虜を捕らないという方針を掲げて、国際条約に則した捕虜の取扱いを行わなかった。そうしたことへの慣れが太平洋戦争期における国際法軽視を容易にしたのではなかろうか³⁶。

第三に、俘虜待遇条約の未批准である。先に述べたような未批准に至った理由もさることながら、未批准という事実が、日本は俘虜待遇条約を正式に承認していないので、従う必要はないという風潮を涵養した³⁷。朝鮮俘虜収容所本所（京城）に勤務していた鶴飼信成（戦前、京城大学助教授。戦後、専修大学教授）は、「ジュネーブ協定は、日本は調印しているが陸軍の反対で批准されなかった。したがって、国内的には、批准されていないものは効力がないとなっていた」と当時を回顧しつつ認識を述べている³⁸。また、俘虜情報局調査課長であった横井孝治は同僚の小田島や保田治雄から、『赤十字条約』を実行するので、ジュネーブ条約は適用しないと聞いている³⁹と述べている。また、1943年2月に福岡俘虜収容所の分所長を集めて集合教育が行われているが、そこでも、日本は俘虜待遇条約を批准していないので、同条約ではなく、捕虜収容所本所長

³³ この種の考えは陸軍予科士官学校で使用された『法制学教程』（1943年印刷）にも見られる。ただし、同時に、「国際法の存在を無視してはならぬ」と注意を喚起している（喜多義人「旧陸軍の国際法教育（2-1）-陸軍将校・下士官兵に対する国際法普及措置の検討-」『陸戦研究』通巻558号、2000年3月、18-19頁）。

³⁴ 河上徹太郎、竹内好ほか『近代の超克』（富山房、1949年）を参照。

³⁵ 清沢洌『暗黒日記』（日本評論社、1979年）254頁。

³⁶ 国際法学者の一人又正雄は満州事変までさかのぼって、それ以来の「慢心と惰性から『事変』に名をかりて、戦争法規の無視に慣れ、それが太平洋戦争にもちこまれ」たと論じている（横溝光暉『昭和史片鱗』（経済往来社、1974年）308頁）。

³⁷ 永井「アジア太平洋戦争期の捕虜政策」37頁。

³⁸ 赤田哲也『受取人巢鴨プリズンに在所せず』（昭和図書出版、1982年）220頁。

³⁹ 内海『日本軍の捕虜政策』382頁。

の命令に従うよう教育がなされたという⁴⁰。東京裁判でも、俘虜待遇条約の未批准が日本軍の教育・訓練に影響を及ぼし、捕虜に対する軽蔑や戦争法規の無視、捕虜の虐待につながったという見解が東京裁判で示されている⁴¹。

もちろん、あくまで少数派ではあったが、国際条約に留意する立場をとる者もいた。例えば、初代俘虜情報局長兼俘虜管理部長の上村幹男がその一人で、1942年春以降も陸軍省局長会報の席で、国際法に準拠して対応するべきであることを機会を捉えて主張している。また、上村は「注意せざれば悪宣伝の材料となる」「将来問題の種となる」「問題を将来に胎す」などというように将来への懸念も表明している⁴²。しかし、上村も時流に従わざるを得なかったのか、1943年2月の福岡俘虜収容所（本所）訪問の際には、所長の菅沢亥重大佐に対して、国内法を優先するよう指示している⁴³。

各地の捕虜収容所にも国際法を遵守した者がいた。戦後、戦犯が一人もでなかった福岡捕虜収容所第4分所（長崎）の初代所長・調正路は、国際法に則して捕虜を処遇していたため、捕虜を優遇していると憲兵隊に密告されたという⁴⁴。また、福岡捕虜収容所本所で副官を務めた渡嘉敷唯昌は、「収容所にはジュネーブ条約や捕虜取扱いの諸法規集が配布されて」おり、「つねにこれら法規を意識していた⁴⁵」と述べている。

捕虜管理の最高責任者であった東條首相兼陸相の場合はかなり複雑である。東條は捕虜の取扱いについて、「日露戦争のときは文明国として認めてもらうために優遇したが、今日の日本にそんなことをする必要はない」（上村の俘虜情報局長官就任〔1941年12月29日〕に際しての発言）⁴⁶と述べたとか、連合国が自国人捕虜に対して救恤品の差入れを要請したことに対して、「現地で日本兵が苦労しておるのにいくら本国から送って来たからといって捕虜に贅沢をさせる必要はない」（1942年7月22日の局長会報における発言）と述べたとか、さらには、「国際法は戦争遂行の見地から『我々自身の意見』に従って解釈されるべきである」（1943年8月18日の枢密院会議での発言）⁴⁷と述べたとも言われている。

しかし、それとは反対に、国際法を尊重する立場からの発言も見られる。例えば、1943年6月末に泰緬鉄道建設に用いられていた捕虜の一人がコレラに感染し、その捕虜を日

⁴⁰ 山下郁夫『罪祭—極東・横浜軍事裁判絞首第一号 大牟田俘虜収容所長・由利敬中尉—』（創思社出版、1983年）161-162、190-191頁。

⁴¹ 藤田久一「国際法からみた捕虜の地位」木畑洋一、小菅信子、フィリップ・トゥル編『戦争の記憶と捕虜問題』（東京大学出版会、2003年）27頁。

⁴² 永井「アジア太平洋戦争期の捕虜政策」34-35頁。

⁴³ 上坂冬子『巣鴨ブリズン13号鉄扉—裁かれた戦争犯罪人—』（PHP研究所、2004年。初版 新潮社、1981年）49頁。

⁴⁴ 内海『日本軍の捕虜政策』573頁。

⁴⁵ 同上、193頁。

⁴⁶ 秦郁彦『日本人捕虜』（上）（原書房、1998年）139頁。

⁴⁷ 「極東国際軍事裁判速記録」第382号『極東国際軍事裁判速記録』第9巻（雄松堂書店、1968年）270頁。

本陸軍将校が射殺したという情報に接した際には、「人道上からも国際法上からも事実としたら言語道断だ。即刻調査せよ。軍務局長やれ」（1943年9月1日の局長会報での発言）⁴⁸と述べている。おそらく、東條は基本的に「準用」の立場で、国内法や実際の状況に照らして国際条約をそのまま適用できないようであれば、適宜、修正して対応すべきではあるが、国際法を完全に無視してよいとまでは考えていなかったに違いあるまい。結局、東條に関しては、

抑我國ハ俘虜ニ對スル觀念上其ノ取扱ニ於テモ歐米各國ト自ラ相異ルモノアリ諸官ハ俘虜ノ處理ニ方リテハ固ヨリ諸條規ニ遵由シ之カ適正ヲ期シ公正ナル帝國ノ態度ヲ如實ニ中外ニ顯揚セルヘカラスト雖モ他方人道ニ反セサル限り嚴重ニ之ヲ取締リ且一日ト雖モ無爲徒食セシムルコトナク其ノ勞力特技ヲ我カ生産擴充ニ活用スル等總力ヲ擧ケテ大東亞戰爭遂行ニ資センコトヲ努ムヘシ⁴⁹

というような玉虫色の言辞⁵⁰が、「雖モ」という連語の機能や日本語の特性から、「他方」以下の後段部分に重きが置かれているものと受け取られて一人歩きしたと言えよう。いずれにしても、捕虜管理の最高責任者であった東條のこうした発言が、捕虜取扱いの厳格化にお墨付きを与える結果となったのは確かである。

国際法が軽視された反面、国内法は重視される傾向にあった。捕虜取扱いの現場においても「国内法規の重要性は力説され……。所長は国内法規に従うべしと指導されていたという⁵¹。」また、捕虜収容所長の中には、「ジュネーブ条約がどうであろうと一切関知しない、われわれは日本軍の規則に従うのみだ⁵²」という姿勢で捕虜に対応した者もいたという。しかしながら、あえて言うまでもなく、国内法も厳格に遵守されたわけではなかった。

確かに、捕虜の逃亡への対処や犯罪に対する処罰、面会の制限など、一部に国際条約に抵触する内容を含んではいるが、少なくとも1942年までの基本法令は、旧法令も含めて、概ね国際法に則しており、それらを守ることは自ずと国際法を守ることにつながったはずである。つまり、捕虜の取扱いに関する法制度は概ね国際法に準じて整備されていたことになる。ところが、実際にはすでにこのころから、国際条約でも国内法でも基本的に容認していない虐待行為が生起していたのである。その要因としては、上記の

⁴⁸ 永井「アジア太平洋戦争期の捕虜政策」39頁。

⁴⁹ 「新任俘虜収容所長ニ與フル陸軍大臣訓示」（1942年7月7日）俘虜情報局「俘虜月報」7月号（1942年8月5日）（内海、永井編・解説『東京裁判資料—俘虜情報局関係文書—』140頁）。

⁵⁰ 俘虜関係調査部「俘虜ハ如何ニ取扱ハレタカ」（1946年2月23日）（同上、375頁）。

⁵¹ 永井「アジア太平洋戦争期の捕虜政策」37頁。

⁵² 田中利幸『知られざる戦争犯罪—日本軍はオーストラリア人に何をしたか—』（大月書店、1993年）36頁。

ように、法制度に内包されているものを挙げるができるが、陸軍中央の方針変更の影響も見逃せない。あるいは、運用段階においてかなりの支障や問題が生じたということでもあろう。

2 捕虜取扱いの組織と人事

(1) 陸軍中央

捕虜の取扱いは陸軍が主担当である。ここでは、陸軍中央における捕虜取扱い担当部署について述べる。

捕虜取扱いの最高責任者は陸軍大臣である。太平洋戦争開戦前の1940年7月22日から1944年7月22日までの長期にわたってその職にあったのは東條英機である。その後任は杉山元（任1944年7月22日～1945年4月7日）、終戦時は阿南惟幾（任1945年4月7日～8月15日）であった。

陸軍大臣のもとに、捕虜の問題に関して同大臣を補佐する機関として、俘虜情報局と俘虜管理部が設けられた。

ア 俘虜情報局

俘虜情報局の設置（1941年12月27日、29日、職員任命、業務開始。1957年8月まで存続）は日露戦争以降の戦争時の慣例であり、国際条約に則した措置である。その地位は陸軍省の外局で、臨時の官庁である。その任務は捕虜の留置、移動、入院、死亡など捕虜に関するさまざまな情報の収集と交換、銘々票の作成補修、捕虜に対する寄贈や捕虜の発送に関わる金品の取扱い、遺品・遺言の取扱いなどである。捕虜収容所との指揮関係はない。

人員は編成当初＝25人、1942年6月＝28人、1943年6月＝36人、1944年12月＝94人、1945年7月＝103人、同年8月＝117人、1946年1月＝170人で、戦争の前半は少人数であったが、後半、急増している。増員の大半は雇用人による⁵³。しかし、欧米の主要国に比べると、この規模は10分の1以下である⁵⁴。この人員不足は、業務処理が進捗せず、交戦各国への通報が停滞した原因の一つであった⁵⁵。

⁵³ 俘虜情報局「俘虜情報局ノ業務ニ就テ（舊陸軍省俘虜管理部業務ヲ含ム）」（1946年2月）附表第一其一「俘虜情報局編成及人員表」、附表第一其ノ二「俘虜情報局人員ノ變遷状況」（俘虜情報局「俘虜ニ関スル書類綴」）。

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ 俘虜情報局「俘虜取扱の記録」102頁。

長官はいずれも現役の中将もしくは少将で、戦争中は上村幹男（任 1941 年 12 月 29 日～1943 年 3 月 11 日）、浜田平（任 1943 年 3 月 11 日～1944 年 11 月 22 日）、田村浩（任 1944 年 11 月 22 日～1946 年 5 月 31 日）が長官を務めた。このうち上村と浜田は終戦後、それぞれの任地で自決している。また、田村は戦争犯罪裁判（丸の内裁判）で禁錮 8 年の判決を受けている。彼らを含め、俘虜情報局の軍人たちはいずれも主流から外れていた。

俘虜情報局は組織としても弱体であった。田中は長官就任当初、「他の下働き⁵⁶」という印象を持った。戦争中、外務大臣を務めた重光葵は俘虜情報局の問題として、「実力に欠け、出先軍隊や国内の収容所の全部についてその真相を十分につかんでいなかったこと⁵⁷」を挙げている。俘虜情報局の権限が狭く、弱いことは 1942 年春ごろまでには認識されており、長官の上村は捕虜に関する問題を包括的に取扱える部署の創設を望んでいた⁵⁸。当時、軍事課長であった眞田穰一郎は上村の希望に応える形で、3 月 19 日の課長会議で「俘虜局」設置案を提起した。これは捕虜に関する権限を「俘虜局」に統合して、イニシアティブを掌握しようとする試みであった。しかし、上村の権限強化の希望は軍務局の反対でかなえられなかった。その代わりに、俘虜管理部が軍務局内に設置された⁵⁹。

イ 俘虜管理部

俘虜管理部の設置（1942 年 3 月 31 日。4 月 7 日、主要職員任命）はこのときが初めてであり、国際条約がとくに求めているものではない。1942 年春の時点で、獲得した捕虜の数が予想をはるかに上回って膨大になり、それまでは軍務局が対処していた捕虜管理業務も複雑多岐にわたり、戦線が拡大する中、とても手が回らなくなった。そこで、捕虜管理業務を適切かつ迅速に処理するには捕虜の取扱いに専念する機関を設けることが必要であると認められたため、軍務局の一部局として俘虜管理部が設置されたのである。また、俘虜管理部と俘虜情報局の業務の円滑化を図るという目的で、両部署の職員は全員兼務が基本となった⁶⁰。これにより、ただでさえ人手が不足していた俘虜情報局の負担は増大し、業務の円滑化はとうていなされず、かえって逆効果であった。

俘虜管理部の任務は捕虜と戦地における民間人抑留者の取扱いに関する事務であるが、具体的には、両者の収容、取締り、交換、解放、利用（労役、宣伝等）、懲罰、待遇など

⁵⁶ 田村「研究備忘録」（内海、永井編・解説『東京裁判資料—俘虜情報局関係文書—』260 頁。）

⁵⁷ 重光葵『昭和の動乱』（下）（中央公論社、1952 年）270-271 頁。

⁵⁸ 栗屋憲太郎、吉田裕編・解説『国際検察局（IPS）尋問調書』第 49 巻（日本図書センター、1993 年）222、226 頁。

⁵⁹ 永井「アジア太平洋戦争期の捕虜政策」33 頁。

⁶⁰ 俘虜情報局「俘虜取扱の記録」96 頁。

取扱いの一般的諸計画、捕虜と民間人抑留者の労役と通信、捕虜の懲罰に関するものであった。しかし、俘虜情報局同様、権限は限られていた。

何と言っても問題は俘虜管理部が軍務局の一部局とされたことで、イニシアティブを発揮できる立場になかった。重要事項については軍務局レベルの判断を仰がなければならなかった上に、他の部局との関係は横並び、あるいは格下となり、かつ、縦割り行政が捕虜管理業務の効率的な処理を阻害した。戦後、俘虜管理部関係者はこの点について、「陸軍省ノ傳統タル軍務局萬能主義ノ爲メ管理部ハ實質的ニハ獨立性ヲ失ヒ恰モ軍務局ノ一附屬事務室タルノ奇現象ヲ生シ自主潑刺タル活動ヲナシ得サリキ又經理、衛生、法律等ノ専門事項ハ各擔任部局ノ掌ル所タリ⁶¹」と嘆いている。

俘虜情報局長官と俘虜管理部長を兼務することになった上村は、抜け道として、自身が出席する局長会報の場を利用した。局長会報は週に2回、陸軍大臣が主催し、自らも出席して進行役を務め、その場で判断を下した。繰り返すまでもなく、当時の陸軍大臣は東條である。上村は局長会報で報告や提案を行い、可能な限り、東條から直接、その場で決裁や承認を得ようと努めた⁶²。

このように俘虜情報局にしても俘虜管理部にしても、権限が極めて限られた小規模な陣容の組織でしかなかった。しかも、両部署の職員は全員兼務が基本で、慢性的に人手が不足した。陸軍中央で捕虜問題に専門的に携わる両部署が弱体であったことは、捕虜の適切な取扱いが徹底されなかった理由の一つである。

(2) 捕虜収容所

日本軍に捕獲された捕虜は、まず、捕獲した部隊が属する現地軍の管理下にある臨時の捕虜収容所などの施設に収容され、そのうち正式の捕虜となり得る者は、陸軍大臣が統括する正式の捕虜収容所に移され、そこに収容される。ここでは、太平洋戦争中に開設された正式の捕虜収容所について述べる。

1941年12月23日に俘虜収容所令が発せられると、それに基づいて、まず、本土では善通寺(1942年1月14日)に、占領地域では香港(1月7日)と上海(2月1日)に捕虜収容所が開設された。5月5日に俘虜處理要領が示されると、これに従って、台湾(7月17日〔編成完了は7月8日〕)、フィリピン(8月1日)、タイ、マレー、ボルネオ、ジャワ(8月15日)、そして、朝鮮(9月25日〔編成完了は7月5日])に捕虜収容所が開設された。また、本土でも、すでに存在していた複数の臨時の捕虜収容所を

⁶¹ 俘虜情報局「俘虜情報局ノ業務ニ就テ(舊陸軍省俘虜管理部業務ヲ含ム)」。

⁶² 内海『日本軍の捕虜政策』193頁。

統合・再編する形で、大阪（9月23日）、東京（9月25日）、函館（12月26日）、福岡（12月31日）に正式の捕虜収容所が開設された。さらに、満州の奉天には1942年11月11日に臨時の捕虜収容所が開設されていたが、翌年1月10日に正式の捕虜収容所に改編された⁶³。

戦争末期、大都市に所在する捕虜収容所が空襲の被害を受けるようになった。1945年3月10日の東京大空襲を機に、捕虜の安全確保（疎開）と給養や労務の便を図るため、名古屋（4月5日）、広島（4月13日）、仙台（4月14日）に捕虜収容所を開設した⁶⁴。以上は、正式の捕虜収容所のいくつかあるカテゴリーのうち最も主要な本所についてである。終戦時、本所は本土に7カ所、朝鮮、台湾、満州に各1カ所、中国に2カ所、南方に5カ所、合計17カ所に設置されていた。

本所の下には分所、分遣所、派遣所などが設置されている。南方においては、例えば、泰緬鉄道の建設などの労務に従事する捕虜のために数多く設置された。また、本土では戦争が進捗するにつれて次第にその数が増加している。このように、その数は頻繁に変化している。したがって、あくまでも参考としての数字であるが、終戦時には214カ所、存在していた。

本所と分所には少将や佐官クラスの所長のもとに佐尉官・下士官が数人いて業務にあたった。捕虜の世話役である監視員には、内地では主として傷痍軍人を、外地では朝鮮人、台湾人などを軍属として雇用した。また、場所にもよるが、軍医や衛生兵、通訳者も配置されていた。衛兵も近隣部隊から派遣された。一方、捕虜の労務の便を図るために就労場の近くに設置された分遣所や派遣所などは、元来、軍が人的・費用的負担を軽減する思惑もあって考案されたものであるため、将校は所長一人、下士官・兵・軍属は最小限で、衛兵が近隣部隊から派遣されるような例外的なケースはあったにせよ、それ以外は、捕虜の監視や指導にあたる警戒員はもちろん、例えば、経理、庶務、労務、通訳などに従事する者は、捕虜を使用する企業が提供した⁶⁵。のちには、分所でもこうした陣容のところが現れる⁶⁶。

捕虜収容所職員（含、医官、通訳者など）の数は、1942年度＝2,673人、1943年度＝5,806人、1944年度＝4,072人、1945年度＝6,798人であった。このうち、将校は1942年度＝147人、1943年度＝298人、1944年度＝278人、1945年度＝499人で全体の約5パーセント、准士官以下は1942年度＝345人、1943年度＝702人、1944年

⁶³ アーサー・バーシバル、ジョナサン・ウェインライトといった英米の高級将校は台湾俘虜収容所を経て、この奉天俘虜収容所に収容された。

⁶⁴ 広島俘虜収容所の開設と同時に善通寺俘虜収容所の本所としての機能が広島に移り、善通寺俘虜収容所は広島俘虜収容所の分所となった（俘虜情報局「俘虜取扱いの記録」21頁）。

⁶⁵ 軍の労務の場合は、軍が人員をまかなった。

⁶⁶ 例えば、1943年8月に開設された東京俘虜収容所第5分所（新潟）（加藤哲太郎『私は貝になりたいーあるBC級戦犯の叫びー』〔新装版〕〔春秋社、2005年〕135頁）。

度＝809人、1945年度＝1,403人で全体の約15～20パーセント、軍属は1942年度＝2,136人、1943年度＝4,741人、1944年度＝2,853人、1945年度＝4,765人で前半は全体の約80パーセント、後半は約70パーセントであった⁶⁷。

これに対して、正式の捕虜の数は、1942年度末＝128,208人、1943年度末＝118,302人、1944年度末＝134,251人、1945年度（終戦時）＝111,902人であった。捕虜収容所職員の数と捕虜の数を比較してみると、捕虜収容所職員一人あたりの捕虜の人数は、1942年度＝約48人、1943年度＝約20人、1944年度＝約33人、1945年度＝約16人である。しかし、実際に捕虜の監視にあたるのは主として軍属であるので、捕虜収容所の軍属一人あたりの捕虜の人数を見てみると、1942年度＝約60人、1943年度＝約25人、1944年度＝約47人、1945年度＝約23人となる⁶⁸。

捕虜収容所の職員が外国人である捕虜と意思の疎通をはかる際に通訳者の存在は極めて重要であったはずであるが、専門の通訳者の人数は1942年度＝46人、1943年度＝65人、1944年度＝72人、1945年度＝125人にすぎなかった⁶⁹。最も多かった1945年の数字だけを見ても、平均して捕虜収容所2カ所に通訳者1人しかいないという状況であるが、実際には通訳者は本所と分所に集中しており、分遣所や派遣所にまわす余裕はなかった。通訳者不在の場合は、例えば、監視員の軍属が身振り手振りで意思疎通をはかっていたというのが実情である。また、上記の数字には表れていないが、民間の労務の場合は、使用者側が専門の通訳者を用意したか、もしくは外国語を話せる従業員が通訳を任されたということであろう。

捕虜収容所の所長や本所と分所の主要なポストには将校が配置された。現役の将校が配属される場合もあるが、予備役の将校があてられるケースも多かった。したがって、当時の将校たちの捕虜収容所に対する認識は、敵の「投降兵士」をあずかる格好の悪い陽のあたらない部署であり、軍人の任務としては傍流、二流、三流で、「年寄り」や「劣った将兵」の部署というものであった。したがって、捕虜収容所に配属された将校は、どうして自分が捕虜収容所に行かなければならないのかという念にかられたらしい⁷⁰。

捕虜収容所長には「万年大佐」などと陰口を叩かれる無能な将校、評価の低い将校が配置されることが多く、性格も弱腰で、リーダーシップを発揮しないタイプが典型的であった。確かに、所長は一面では捕虜収容所という一国一城の主であり、収容所におけ

⁶⁷ 茶園編・解説『大東亜戦下外地俘虜収容所』25頁。

⁶⁸ 同上、24頁。捕虜収容所から泰緬鉄道建設現場への移動の際などは、極端な場合、軍属4人で捕虜1,000人以上を監視するということがあった（内海愛子「日本の捕虜政策 戦時下の外国人の人權」『季刊 戦争責任研究』第3号〔1994年春季号〕8頁）。

⁶⁹ 茶園編・解説『大東亜戦下外地俘虜収容所』25頁。

⁷⁰ 内海『日本軍の捕虜政策』189、343頁。もっとも、中には、正直なところ、「これで戦地へ行かずにすむ、死ななくてすむのだと内心大喜び」した者もいる（加藤『私は貝になりたい』108頁）。

る権限は強く、所長の性格や考えが捕虜の取扱いを左右することは大いにあり得た⁷¹。しかし、軍の中での力は弱く、それでいて、将校が所長一人しかいないようなところでは、重い責任を一身で負わなければならないという割の合わない任務でもあった⁷²。軍属の監視員にせよ、捕虜使用者が提供する民間人の警戒員にせよ、原則として武器は所持しておらず、捕虜が集団で逃亡したり、暴動を起こしたりすれば、所長としては、近隣部隊に緊急に支援を要請するほかになす術がなかったと言ってよからう。

何度か触れているように、捕虜収容所の監視員には軍属を用いた。内地では傷痍軍人の雇用が多かった。彼らは、例えば、戦時下でも一定の生活水準を保てるだけの収入を安定して得たいとか、戦争に何がしか貢献したいといった気持ちから募集に応じた⁷³。一方、朝鮮、台湾、そして、南方においては、朝鮮人、台湾人が監視員となった。前節で俘虜処理要領を全文引用して紹介したが、その「要領」の「五」に、朝鮮人と台湾人からなる特殊部隊を編成して、捕虜収容所の監視と警戒にあてる予定である旨が記されている。それを実行したのである。

南方の捕虜収容所の監視員となる朝鮮人は約 3,000 人が募集によって軍属として雇用され⁷⁴、釜山で 2 ヶ月間の教育・訓練（後述）を受けたのち、南方での捕虜収容所開設に合わせて、タイ、マレー、ジャワなどに派遣された（1942 年 8 月中旬）⁷⁵。台湾人軍属も一定の教育・訓練を受けたのち、フィリピン、ボルネオに派遣された⁷⁶。また、ジャワでは、例外的に、インドネシア人の兵補が朝鮮人軍属 1 人のもとに 10 人前後の割合で一隊を組み、交代で捕虜収容所の衛兵勤務に就いた⁷⁷。

このように、内地では主として日本の傷痍軍人を、外地や占領地域では日本人以外に、主として朝鮮人や台湾人を用いたのは、現役の日本人兵士を捕虜の監視にまわすほど余裕がなかったという実情もあるが、捕虜の監視という仕事を軽んじていたこと、外地では日本人の優越性を認識させようとしていたことなどをその理由として挙げることができよう。また、捕虜の軍属に対する評価には個人差があることも否定できないが、一般的にその評価は低く、端的に言って、悪い。そうした評価のもとになっているのは、軍属たちの捕虜への対応であり、具体的には、平手打ち、殴打、足蹴などによる私的制裁である。

⁷¹ 分所長、分遣所長、派遣所長には本所長の命令や決定に従わなければならないという制約はあった。

⁷² 内海『日本軍の捕虜政策』339-340 頁。クリフォード・キンヴィック（池田一人訳）「連合国捕虜と泰緬鉄道」木畑、小菅、トウル編『戦争の記憶と捕虜問題』68-69 頁。

⁷³ 例えば、上坂冬子『貝になった男—直江津捕虜収容所事件—』（文藝春秋、1986 年）を参照。

⁷⁴ 彼らが捕虜収容所監視員を志望した動機は、当時、朝鮮でも敷かれるようになると噂されていた徴兵制を前もって逃れたいということと、戦場に出なくてよい仕事であること、戦地では月 50 円（実際の初任給は 36 円であった。）という給料に惹かれたこと、募集当初は 2 年という期間限定の予定であったことなどである。

⁷⁵ 一部は朝鮮俘虜収容所に配属された。

⁷⁶ 内海「日本の捕虜政策—戦時下の外国人の人権」8 頁。

⁷⁷ 内海『日本軍の捕虜政策』461-462 頁。

捕虜収容所の設備については、千差万別で、とても一概に言うことはできないが、少なくとも十分な設備でなかったことは認めなければならない。日本本土の温暖な地域はまだしも、新潟のような寒冷地でも、冬の寒さをしのぐためのストーブはなく、燃料の供給もなく、毛布も不足し、冬用の被服の支給もなかった。当然、冬季に死者数は増加した。これは過労の影響でもあると言えるが、同時に、捕虜の給養を国際条約が謳っているように日本軍の基準に合わせた結果でもある⁷⁸。また、南方の捕虜収容所、とくに労務に際して設けられた分遣所、派遣所などは、そもそも居住施設がなかったところがあり、捕虜たちは働く前に、まず、自分たちの寝所をつくらなければならなかった。それも屋根はヤシの葉、床はなく土間、柱は竹、壁はなく吹きさらしという雨露をしのぐことすらままならないような代物（いわゆるニッパ・ハウス）であった⁷⁹。当然、衛生状態は悪く、また、伝染病を媒介する蚊などを防ぐための蚊帳も不足していた。そうしたことが、病気の蔓延を助長した。

捕虜収容所には医務室を設けることになっているが、それも充分ではなかった。軍医のいない収容所が多く、衛生兵が捕虜の軍医や衛生兵の協力で医療行為にあたった。しかし、必要な医薬品は乏しく、重症患者は運がよければ陸軍病院へ後送されたが、そうでなければ適切な措置を受けることなく放置された。結局、衛生兵の役割は、捕虜が労務に赴ける健康状態にあるかどうかを判断することであった。

本節では陸軍中央の俘虜情報局と俘虜管理部という陸軍大臣の補佐機関と捕虜取扱いの現場である捕虜収容所を取り上げて、主としてその機構と陣容について述べた。双方に共通する問題は、急ごしらえの体制で準備が整わないうちに業務を開始せざるを得ず、また、対象となる捕虜の数が膨大であった割には、中央にしても現場にしても、担当者の数が少なかったということである。また、上に立つ者として必ずしも有能でリーダーシップを発揮するタイプの将校が配置されたわけではなく、軍全体の捕虜取扱い業務に対する認識の軽さとあいまって、捕虜担当部署は組織的にも人的にも低く見られ、影響力を発揮し得ず、適切な運営に支障を来したと言えよう。

前節において法制度は整っていないながら運用の段階において支障や問題が生じた点を指摘したが、ここでも、機構は外見上整っていないながら内実が伴っていない点をあらためて指摘しておかなければならない。

終戦時に俘虜情報局長官兼俘虜管理部長であった田村が、戦後の戦争犯罪裁判で禁錮8年の判決を受けたことは先に述べたが、戦犯裁判全体において捕虜収容所関係者が占

⁷⁸ それでも、当時の一般の日本人の生活水準と比べれば、まだしであったと言うことは可能である。

⁷⁹ 泰緬鉄道建設現場のように移動が必要なところは天幕が用いられることもあった（樽本重治『ある戦犯の手記—泰緬鉄道建設と戦犯裁判—』〔現代史料出版、1999年〕128頁）。

めた割合は、起訴件数の約 16 パーセント、起訴人数では約 17 パーセント、有罪とされた者のうちの約 27 パーセント、死刑は約 11 パーセントであった⁸⁰。これは憲兵に次いで高い数値である。

3 捕虜取扱いの教育・訓練

(1) 捕虜の取扱いに関する国際法教育⁸¹

日本軍では陸海軍とも国際法教育は基本的に将校／士官に対して行われ、下士官・兵はその対象ではなかった。また、陸海軍とも大学校を国際法教育の主たる機関と考えていたようである。

陸軍大学校では 1891 年に国際法が初めてカリキュラムに登場し、第 3 学年次を対象に 27 回の講義が計画された。その後、1899 年の 17 回を例外として、日露戦争で中断されるまで、毎年 20～30 回の講義が組まれている。日露戦争後、その回数は増し、同時に第 3 学年次だけでなく第 2 学年次も対象となり、1908 年には 2 学年あわせて 32 回、1910 年には 40 回とピークを迎える。その後は、途中で若干、増加することはあったものの、1913 年には 19 回（第 3 学年次のみが対象）、1936 年には 10 回というように減少していった⁸²。

国際法教育は陸軍よりも海軍の方で伝統的に重要視されている。残っているデータは少ないが、例えば、海軍大学校 26 期生（1926 年入校）では第 1 学年次に 34 回、35 期生（1935 年入校）では第 1 学年次に 60 回、第 2 学年次に 40 回（合計 100 回）の講義が組まれている⁸³。陸軍士官学校や海軍兵学校などでも国際法が講じられていた節はあるが、例えば、法制学や法律学といった講義の中で取上げられるような形式であった⁸⁴。

⁸⁰ 内海『日本軍の捕虜政策』586 頁。

⁸¹ 旧日本陸海軍における国際法教育については、喜多義人が精力的に研究を行っており、例えば、喜多義人「旧陸軍諸学校における国際法教育」茶園義男編『BC 級戦犯米軍上海等裁判資料』（不二出版、1989 年）、同「旧海軍諸学校における国際法教育」茶園義男編『BC 級戦犯豪軍ラバウル裁判資料』（不二出版、1990 年）、同「旧陸軍の国際法教育（2-1）-陸軍将校・下士官兵に対する国際法普及措置の検討-」『陸戦研究』第 558 号、2000 年 3 月、同「旧陸軍の国際法教育（2・完）-陸軍将校・下士官兵に対する国際法普及措置の検討-」『陸戦研究』第 559 号、2000 年 4 月などの成果を世に問うている。

⁸² 喜多「旧陸軍諸学校における国際法教育」150-154 頁。

⁸³ 喜多「旧海軍諸学校における国際法教育」263-264 頁。

⁸⁴ ただし、陸軍士官学校で採用されていた法制学の教科書（1934 年版および 1941 年版）には、捕虜は人道的に扱われる必要があること、捕虜は捕らえられた国の法規に従うこと、捕虜に作戦と関係する労役を課することができないことなどが記されている。海軍兵学校で用いられていた『軍政参考書 卷三（国際法）』（1941 年版）にも、捕虜は人道的に扱うべきで虐待してはならないこと、捕虜は捕らえた国の軍人と同じように遇されることなどが書かれている（喜多義人「日本軍の国際法認識と捕虜の取扱い」平間洋一、イアン・ガウ、波多野澄雄編『日英交流史 1600-2000 3-軍事-』〔東京大学出版会、2001 年〕283 頁）。

もっとも、肝心なのは、こうした講義のうちどれだけの時間が捕虜の取扱いに関する国際条約に費やされたかである。残念ながら、それを示す史料は発見されていない。こうなると習った側の記憶が頼りだが、陸大かどこかで習った覚えがあり、それを戦地で実践したという桑原安正（陸大 59 期）⁸⁵のように条約の内容をある程度でも記憶していた将校は例外的な存在で、広池俊雄（陸大 48 期）のように陸大の国際法の講義で聞いて存在は知っていたというレベルか⁸⁶、あるいは、まったく知らないというのがほとんどである⁸⁷。

捕虜の取扱いに関する国際法が、少なくともその内容が大方の記憶に残るようには教育されていなかったことの裏には、おそらく、日本軍の捕虜観が影響している。捕虜になることは不名誉であり、捕虜になるよりは死を選ぶよう教育していた日本軍では、捕虜になったときのことを教える必要はないと考えられていたようである⁸⁸。自軍将兵が国際条約に謳われている捕虜の権利や捕虜を保護する規定を知ってしまうと、命を賭して戦うよりも適当な段階で戦闘を放棄して捕虜になることの方を選んでしまうのではないかという懸念もあったろう。それでは軍紀に差し障る。また、自軍の将兵に捕虜になることを禁じておきながら、敵国人捕虜を保護するために国際条約を教育するというのは明らかに矛盾であるため、結局、詳細な教育そのものを行わないということになったのではなかろうか。しかし、捕虜収容所など敵国人捕虜を専門的に取扱う部署に配属された将校は、捕虜の取扱いに関する国際法を、国内法令とあわせて、集中的に学ぶ必要があった。

（2）捕虜取扱い担当者に対する教育

外地や南方の占領地域に正式の捕虜収容所が開設されるのに先立って、1942 年 6 月末から 7 月初旬までの間に、捕虜収容所（本所）長と所員（分所長予定者）に任命された将校を対象に、地域別に 2 組に分けて、2 日間の日程で、捕虜の取扱い業務に関する集合教育が俘虜情報局で行われた。6 月 25 日・26 日は朝鮮と台湾の捕虜収容所に配属された者、7 月 7 日・8 日はタイ、マレー、フィリピン、ジャワ、ボルネオの捕虜収容

⁸⁵ 桑原安正氏への聞き取り調査（1997 年 8 月 6 日）。

⁸⁶ 広池俊雄『泰緬鉄道―戦場に残る橋―』（読売新聞社、1971 年）183 頁。

⁸⁷ ジャワ俘虜収容所の初代所長・齋藤正鋭もその一人。東京裁判に提出された尋問調書によると、齋藤は収容所長になるまで「捕虜に関する国際規約は何も知りませんでした……」と述べている（『極東国際軍事裁判速記録』第 137 号『極東国際軍事裁判速記録』第 3 巻〔雄松堂書店、1968 年〕643 頁）。森松俊夫は陸軍士官学校などで捕虜の取扱いに関する国際法を習った記憶はないが、陸戦条約は、任官後、必要に応じて繰り返し読んだという（森松俊夫『戦時国際公法の修学』『史』第 93 号、1997 年、40 頁）。

⁸⁸ したがって、いざ捕虜になったときに、どのように身を処したらよいかはわからなかった（例えば、山本武利『日本兵捕虜は何をしやべったか』〔文藝春秋、2001 年〕を参照）。

所に配属された者が集められた。

教育のプログラムは2回とも同一であったようである。はじめに俘虜情報局長官兼俘虜管理部長の上村が東條首相兼陸相の訓示を代読、上村自身の口演、そして、上村による俘虜処理要領に関する説明と続いた。そのあとは配布資料に基づいて、俘虜情報局員兼俘虜管理部員による説明が教育対象者との質疑応答形式でなされた模様である⁸⁹。説明事項は、捕虜の一般状況、捕虜に関する国際諸規定、俘虜情報局・俘虜管理部・捕虜収容所などの事務規定、捕虜の労務、捕虜の処罰、捕虜に関する情報、捕虜に関する諸通報、捕虜銘々票、捕虜の衛生、捕虜の給与、捕虜の救恤、捕虜の遺留品・没収品・領置品、軍抑留者、捕虜の通信、敵国戦死者に関する情報であった。そして最後に懇談の機会が持たれている⁹⁰。

なお、上村が代読した東條の訓示については、先にその主要部分を引用した。その内容のうち、後日に最も影響を及ぼしたのは、捕虜は「人道ニ反セサル限り嚴重ニ之ヲ取締リ且一日ト雖モ無爲徒食セシムルコトナク其ノ勞力特技ヲ我カ生産擴充ニ活用スル等總カヲ擧ケテ大東亞戦争遂行ニ資センコトヲ努ムヘシ」というくだりである⁹¹。訓示朗読後、上村は「人道ニ反セサル限り嚴重ニ之ヲ取締リ……」の「眞意ハ『俘虜ヲ公正無私ニ取扱ヘ』ト言フコトニ外ナラナイ」と説明し、捕虜の取扱いを緩めて不祥事件を引き起こしたり、国民の輿感を買ったりしないように注意を喚起している。また、上村は「無爲徒食セシムルコトナク其ノ勞力特技ヲ我カ生産擴充ニ活用スル」についても、一般国民の労働観念を弛緩させて戦争遂行に悪影響を及ぼさないようにすることが肝要であり、そうかといって、「俘虜タル將校及准士官ニハ強制的に勞務ニ服セシメテハナラヌ」と釘を刺している⁹²。しかし、誠に残念ながら、こうした上村の補足説明は完全に忘れ去られた。

この集合教育の成果を推し量ることは難しいが、参加者の一人である齋藤正鋭（ジャワ俘虜収容所長）は、このときに初めて捕虜の取扱いに関する国際条約について知り、俘虜待遇条約に則した捕虜収容所運営を行ったということであるから⁹³、まったく無であったわけではない。しかし、その後、こうした捕虜収容所（本所）長が一堂に会しての集合教育は、一度も行われていないところから察するに、必ずしも行う必要のないものと判断されたのではなかろうか⁹⁴。確かに、先にも述べたように、分所長については、

⁸⁹ 齋藤正鋭によれば、訓令をタイプしたものが配られ、自分に関係するところを読んで質問し、答えを受けるという方式であった（「極東国際軍事裁判速記録」第137号『極東国際軍事裁判速記録』第3巻、643頁）。配布書類の一覧は、内海、永井編・解説『東京裁判資料—俘虜情報局関係文書—』143-144頁を参照。

⁹⁰ 内海、永井編・解説『東京裁判資料—俘虜情報局関係文書—』139頁。

⁹¹ 同上、140頁。

⁹² 東京裁判資料刊行会『東京裁判却下未提出辯護側資料』第5巻（図書刊行会、1995年）438頁。

⁹³ 内海『日本軍の捕虜政策』408頁。

⁹⁴ 捕虜収容所長会議という形では、1943年11月に開催されている（山本七平『洪思翔中將の処刑』〔上〕〔筑

1943年2月に福岡俘虜収容所で開かれたような分所長を対象とする集合教育が行われている例があるので⁹⁵、他所でも実施された可能性はある。しかしながら、いずれにしても、以後、基本的には、捕虜収容所長に任命された者は、法規類などの書類を渡され、それを読んで自習するという方式が採られている⁹⁶。また、原則的に各捕虜収容所には法規類集が配布され、必要に応じて閲覧できるようにはなっていた。

捕虜取扱い担当者に対する教育で特筆すべきは、南方の捕虜収容所の監視員として雇用された朝鮮人軍属約3,000人を対象に実施されたものであろう。前節で言及したように、それは南方への派遣に先立って、1942年6月15日からほぼ2ヵ月間にわたり、釜山西面臨時軍属教育隊で実施された。教育隊長は朝鮮俘虜収容所（京城）長となる野口讓であった。

捕虜の監視員となる軍属を対象とした教育であったにもかかわらず、その内容は、日本陸軍の初年兵教育に近いものであった⁹⁷。軍服を着せられ、銃を持たされて、射撃訓練や戦闘訓練が行われた。また、精神教育として「軍人勅諭」や「戦陣訓」を教えられ、暗唱させられた。捕虜の監視業務にあたる人員が、「生きて虜囚の辱を受けず」という表現に象徴されるような日本軍の捕虜観を吹き込まれたのである。同時に、上官の命令に対する絶対服従も徹底的に叩き込まれた。そして、よく殴られた。私的制裁が横行していた。理由もなく、二人一組となって向かい合いお互いを平手打ちする対抗ビンタもやらされたという。とにかく、そうしたことだけが記憶に残る教育であった。肝心の捕虜の取扱い任務に関する要領や国際条約などは、まったく教えられなかったというわけではなさそうであるが、朝鮮人軍属たちの記憶には残らなかった⁹⁸。このような教育を受けた彼らが実際に捕虜を取扱う段になって、どのように振舞ったかは容易に想像できよう。

日本人の下士官・兵・軍属、捕虜使用者が提供する警戒員に対しては、初年兵教育を受けているという前提があったためか、捕虜を取扱うにあたっての教育を、特段、行っていない⁹⁹。せいぜい所長の訓示があった程度である¹⁰⁰。あるいは、「作戦要務令」の第

摩書房、2006年。初版 文藝春秋、1986年] 240-241頁)。

⁹⁵ 山下『罪祭』190-191頁。

⁹⁶ 同上、342-343頁。山本『洪思翊中将の処刑(上)』239頁。加藤『私は貝になりたい』130頁。

⁹⁷ 主軸は、「一、入隊と同時に宣誓式を行い、軍律に服従すべしと定めた軍属誡法を遵守すべく署名捺印す 二、精神教育は軍人と同様に軍人勅諭を経とし、戦陣訓を緯として実施す 三、術科は特に軍律的訓練に重きをおく」の3点であった(上坂『巢鴨プリズン13号鉄扉』274頁)。

⁹⁸ 内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』(勁草書房、1982年)128-132頁。

⁹⁹ 俘虜情報局員兼俘虜情報管理部員であった小田島堇は、国際条約に関しては「収容所ノ下級將校以下ニハ教育モセラレテ居リマセンシ、又ソノ必要モナカッタト思フノデアリマス」と述べている(俘虜関係調査部「俘虜ハ如何ニ取扱ハレタカ」[内海、永井編・解説『東京裁判資料-俘虜情報局関係文書-』372頁])。喜多義人によれば、下士官・兵でも、その気があれば、市販の軍務参考書や各兵科の「須知」などの記載から捕虜に関する国際条約の要点を知ることが可能であった(2006年12月1日に防衛研究所で開催された戦争史研究会における喜多義人の報告「旧日本軍の捕虜に関する国際法知識」)。

1部第3篇（情報）第2章（諜報）第126に、「俘虜ヲ獲タルトキハ直チニ其ノ携帯書類ヲ押収シ要スレバ緊急事項ヲ尋問シ其ノ結果共ニ速カニ上級指揮官ニ送付スルヲ要ス¹⁰¹」と記されているので、この程度の知識を持ち合わせていたことは充分あり得る。しかし、それ以上ではなかったろう。

いずれにしても、日本軍や日本人一般の捕虜観を持った者が、捕虜の待遇に関する国際条約の内容を学ぶことなく、場合によっては、その存在すらも知ることなく、捕虜に対したのである。結局、彼らは上官から命令があればそれに従い、そうでなければ、当時の日本の一般常識や慣習、自身や同僚の知恵、素養、能力などをもとに、捕虜収容所内外の状況に応じて行動するほかなかったのである。これでは、戦争という非常事態において、しかも、物資が極端に不足している中、捕虜の取扱いに適切さを欠いたとしても致し方ないであろうが、その結果が戦犯では、あまりにも不幸である。

（3）捕虜取扱いの訓練

本節でこれまで述べてきたように、日本軍においては、捕虜の取扱いに関して、まったくと言ってよいほど教育を行っていなかった。通常は、せいぜい陸海軍の大学校に入校した一部のエリート将校が国際法教育の一環として、表面的な知識を得る機会が与えられていたにすぎず、下士官以下にはそうした教育を受ける機会すらなかった。太平洋戦争時においても、外地と南方の捕虜収容所長らを対象とした集合教育がわずかに一度、実施されただけである。こうしたことから、捕虜を獲た場合に、それを国際条約や国内法令で定められているような規定に則して取扱うことを習得するための訓練は、まったく行われていなかったと推測できよう。

例外として考えられるのは、海軍における敵艦艇の拿捕に伴う捕虜の獲得と取扱いで、これに関しては、それなりの教育と訓練がなされていたのではなかろうか。

おわりに

はじめに述べたように、太平洋戦争時の日本軍による捕虜の取扱いに関しては失敗であったという評価が一般的である。その原因については、すでに別の論文でより詳細に

¹⁰⁰ 福岡俘虜収容所第17分所長・由利敬は着任に際して、そのときと同捕虜収容所の開設と重なったこともあり、職員に対して、捕虜の待遇に関する一応の説明を行ったという例がある（山下『罪祭』29頁）。由利はその後も毎日、捕虜は敵ではないと説き、月に2度は捕虜とは何かということについて教育したという（同上、183-184頁）。

¹⁰¹ 「作戦要務令」（1938年2月9日）（防衛研究所図書館蔵）。なお、「緊急事項」とは、陸戦条約第5条が、捕虜が訊かれたときに正直に答えるよう規定している氏名と階級であろうか。

多角的な視点から分析を試みているので、それを参照していただきたい¹⁰²。

本稿をお読みになられてお分かりのように、日本軍は太平洋戦争の開戦直後、国際条約を準用して捕虜を取扱うことを決め、そのための法制度と機構の整備に努めた。しかし、緒戦の南方作戦で予想以上に早くあまりにも多くの捕虜を獲てしまったがために、捕虜収容体制が整っていなかった日本軍が国際条約を準用して捕虜を取扱うことが不可能な状況が生じてしまった。また、それにドーリットル空襲が心理的な追い討ちをかけるように発生し、当初の捕虜の取扱い方針が曲げられてしまうことになる。さらには、日本軍の捕虜観、中国戦線での捕虜取扱いの経験、国際法軽視の風潮などが、捕虜取扱い失敗の背景にあったと言えよう。

¹⁰² 立川京一「旧軍における捕虜の取扱い―太平洋戦争の状況を中心に―」『防衛研究所紀要』第10巻第1号(2007年9月)。